

令和6年度 さいたま市立辻小学校いじめ防止基本方針

令和6年5月改定

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は「いじめは、どの学校でも、どの学級でも どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、児童一人ひとりが個性を生かし、希望をもって学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校でも、「心と生活のアンケート」の結果を分析すると、過去にいじめを受けたと感じている児童がいる。そこで、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「さいたま市立辻小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉などの専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

「いじめの解消」とは、単に加害児童の謝罪によってなされるのではなく、以下の2つの要件が満たされている状態とする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月継続している。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められ、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認している。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

(2) 構成員：本校教職員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター

学校運営協議会委員…自治会長、育成会会長、本校PTA会長、保護者代表、近隣中・高校PTA会長、近隣幼稚園長、民生児童委員

※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 役割

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、および関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止などに係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

(4) 開催

ア 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて、毎月開催）

イ 定例会（6月・10月・2月） ※学校運営協議会と同時開催

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、取組の進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、およびその集約

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

カ 発見されたいじめ事案への対応

キ 構成員の決定

ク 重大事態への対応

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

(1) 各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- 児童アンケートの実施
- 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅の学級スローガンづくり
- 児童会・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- 校長等による講話
- いじめ防止に関する指導事例等を活用した、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- 学校だよりや学校Webページ、PTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」の授業を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」等でロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気や学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

(2) 授業の実施

- 1年生（11月） ～困ったときは言ってみよう～
- 2年生（11月） ～困っている友達の力になろう～
- 3年生（7月） ～いやな気持ちを伝えよう～
- 4年生（6月） ～友達の助けになろう～

- 5年生（6月） ～悩みと上手につき合おう～ ※担任と養護教諭のT・T
- 6年生（6月） ～友達のよい相談相手になろう～ ※担任とさわやか相談員のT・T

5 メディアリテラシー教育を通して

- (1) 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話等を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) スマホ・タブレット安全教室の実施（5・6年生が5月に実施）

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

以下の生活場面において児童の些細な変化に気付き、気付いた情報を共有し、情報に基づいて速やかに対応することでいじめの早期発見に努めるようにする。

- (1)健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2)授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3)休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4)給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押しつけられる 等
- (5)登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1)アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回）に実施する。
- (2)アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3)アンケート結果の活用：

結果に応じて児童と面談を行いその記録を保存する。面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。市教委から配布されている面談記録シートに「いつ」「誰が」「どこで」「どのくらいの時間」「どのような内容（児童の様子を含む）」等を記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1)いじめ対策委員会で個々の事例について共通理解を図り、検討した上で毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2)いじめを認知したときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、組織的に対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1)毎月の教育相談日と年1回の教育相談週間を設定する。
- (2)保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①教育相談だよりの発行
 - ②教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施

学校評価アンケート、体罰・暴言にかかわるアンケート 他、必要に応じて行う。

(2) アンケート結果の活用

情報を共有し、いじめ防止対策委員会、子どもいじめ防止対策委員会の充実に資する。

6 地域からの情報収集

(1) 民生委員・主任児童委員：学校連絡協議会での情報交換

(2) 防犯ボランティア：防犯ボランティア会議での情報交換

(3) 学校運営協議会委員：学校運営協議会での情報交換

(4) 青少年育成会・自治会：学校連絡協議会小中高地域連携会議、安全安心地域づくり会議での情報交換

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

○校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。また構成員を招集し、いじめ防止対策委員会を開催する。

○教頭は、校長を補佐し、生徒指導主任と連携して「いじめ防止対策委員会」運営の中心となる。

○教務担当者は校長、教頭を補佐し、情報を集約して学年、担任との連絡・調整を図る。

○学級担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年主任は、該当学級・担任の支援を組織的に行う。また、担当する学年の児童の情報収集を行い、担当する学年の情報共有を行う。その後速やかに校長(教頭)に報告する。

○生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりを行い、児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。さらに校内・校外の調整役として関係者間の連絡・調整を図る。

○教育相談主任は、いじめられた児童、いじめた児童、いじめを知らせてきた児童などに、教育相談的な立場から支援・指導を行う。

○特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられるか情報収集を行う。

○養護教諭は、専門的な立場から、情報を収集したり、いじめられた児童、いじめた児童、いじめを知らせてきた児童などに、精神面、身体面の支援を行ったりする。

○さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

○スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。

○スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。

○保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。

○地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年度3月改定、文部科学大臣決定）」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

1 重大事態について

（1）生命・心身に重大な被害を生じた疑いがある場合

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

（2）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 年間30日を目安とする。
- 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2 児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから次の対応を行う。

- （1）いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- （2）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- （3）学校は、「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

3 教育委員会は、重大事態の調査の主体を判断して以下のように対応を行う。

（1）学校を調査主体とした場合

- 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校内に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とする）を設置する。
- 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

（2）教育委員会を調査主体とした場合

- 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の確認（4月）
- (2) 基本方針の修正をして、改めて全職員へ周知徹底を図る（8月）

2 校内研修

- (1) 児童理解研修（1学期）
- (2) 生徒指導に係る研修①（1学期）
- (3) 人権教育研修（10月）
- (4) 生徒指導に係る研修②（8月）

Ⅹ PDCAサイクル

1 年間の取組について検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修などの実施時期の決定

- (1) 取組評価アンケートの実施時期：11月（学校評価と兼ねる）
- (2) いじめ対策委員会の実施時期：各学期1回程度
- (3) 校内研修などの実施時期：通年・夏季休業中